

## 自動走行

## 小型無人機(ドローン)

### 2015年1月 近未来技術実証特区検討会の開始

- 具体的プロジェクトの公募、必要な規制改革事項の抽出(道路交通法、航空法、電波法団体など)

### 2015年6月「『日本再興戦略』改訂2015」閣議決定

・ **完全自動走行(レベル4)**の実現に向け、特区等において、**安全性に関するデータ収集等に必要公道実証実験**を積極的かつ安全に行うための環境を整備。

・ **区域会議で意見聴取**を行い、技術実証を速やかに行うための**必要な規制・制度改革**に取り組む。  
・ **特定実験試験局制度**の手続の迅速化。

### 2016年 実証実験開始

2月 **藤沢市** 買い物支援(一般モニター参加)  
3月 **仙台市** 災害危険区域での実証  
11月 **仙北市** ハンドル及びアクセルの無い車両による地域の移動支援(一般モニター参加)



(2015年7月 **仙北市** デモンストレーション)  
4月、11月 **千葉市** 宅配の実証  
7月 **仙北市** 日本初の「国際ドローン競技会」(電波法の特例を活用)



### 2016年6月「日本再興戦略 2016」閣議決定

・ 「レベル4」までの技術開発を目指すため、車内に**運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等**や、**ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行**などが、公道における実証実験として可能となるよう所要の措置を講ずる。

・ 必要な規制改革を伴う場合を含めた**実証実験等を高い頻度**で行い、その効果を検証していく。

### 2016年11月～国家戦略特区諮問会議での議論

#### 「事後チェックルール」を徹底した、 いわゆる「サンドボックス制度」の導入

- 11月(第25回)、12月(第26回) 有識者議員提出資料  
(- 11月 自民党 経済構造改革に関する特命委員会 中間報告:「規制ゼロのフリーゾーン特区」)
- 12月(第26回) (株)DeNA 南場会長 ほか出席

総理指示

国家戦略特区を更に一歩進め、自動走行やドローンなどの近未来技術の実証実験が、一層スムーズに、またスピーディに行えるよう、**安全性を確保しつつ、手続を抜本的に簡素化する仕組み**を直ちに検討してまいります。

- 2月(第28回) 日産自動車(株)ゴーン会長、(株)自律制御システム研究所 野波CEO ほか出席

総理指示

技術革新が規制制度に阻害されないよう安全性を確保しつつ、事前規制や手続を抜本的に見直す「**サンドボックス制度**」を創設し、**そして自動走行やドローンなどの分野で、先行して導入**していきます。

### 2017年3月10日 今国会提出の改正特区法案に規定

#### 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 事前規制、手続を抜本的に見直すための具体的方策を、1年以内に検討、措置
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置

#### 2017年1月安倍総理 施政方針演説

人工知能を活用した自動運転。

その未来に向かって、本年、各地で実証実験が計画されています。

**国家戦略特区などを活用**して、自動運転の早期実用化に向けた民間の挑戦を後押しします。

3月11日 **東京都** 第1回サンドボックス分科会

- 「羽田空港周辺」での実証実験の企画
- 制度設計開始

5月中(予定) **警察庁**「遠隔型の公道実証実験に対するガイドライン」を公表  
(自然人による遠隔監視が前提)

4月 **千葉市**(予定) 約10kmの海上を飛行予定





資料3 国家戦略特区における  
近未来技術実証  
(参考資料)

# 国家戦略特別区域法 及び 構造改革特別区域法 の一部を改正する法律案の概要

内閣府 地方創生推進事務局

## 近未来技術の実証など、地方発のイノベーションの推進

### 自動走行・ドローン等の先端実証のための「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 最先端の実証実験等を迅速に行うため、安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続を抜本的に見直す。そのための具体的方策を、1年以内に検討・措置。
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。

### 革新的医薬品の開発迅速化

- ・ 日本発の革新的医薬品の承認・市販までのプロセスを格段に迅速化。

### 「焼酎特区」の創設 ＜構造改革特区＞

- ・ 地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

【酒税法の特例】

## 外国専門人材の受入れなど、インバウンド・競争力向上

### クールジャパン・インバウンド 外国専門人材の就労促進

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れ。
- ・ 企業等からの相談や事例分析等を行う「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置。

【入管法の特例】

### 農業外国人の就労解禁

- ・ 適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

【入管法の特例】

### コンセッション事業者の 施設経営の自由度向上

- ・ 公共施設の運営事業者が、それを利用させる第三者を自ら決定できるよう、具体策を、1年以内に検討・措置。

## 子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

### 小規模認可保育所の 対象年齢の拡大

- ・ 小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とする。

【児童福祉法等の特例】

### 地域限定保育士試験の 実施主体の拡大

- ・ 特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

【児童福祉法の特例】

### テレワーク推進に向けた 相談拠点整備

- ・ 企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。



## 国家戦略特別区域法 改正案(抜粋)

### (自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助)

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)、電波法(昭和三十五年法律第百三十一号)その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

2 第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条の三を第三十七条の五とし、第三十七条の二を第三十七条の四とし、第三十七条の次に次の二条を加える。

### 附則

#### (検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 「『日本再興戦略』改訂2015」（6月30日 閣議決定）

## 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

### ⑥完全自動走行を見据えた環境整備の推進

・我が国の経済成長を牽引する近未来技術の自動走行システムについては、「官民ITS※構想・ロードマップ2015」（平成27年6月30日IT総合戦略本部決定）における自動走行システム、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指し、適切に実証実験を実施し、その効果を検証していくことが必要である。

※ ITS：高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems）

・このため、今後の技術開発の進展に併せた世界初の社会システムや制度を構築するため、特区等においてレベル4を見据えた安全性に関するデータ収集等に必要な公道実証実験を積極的かつ安全に行うための環境を整備するとともに、自動走行に関する国際的な基準作りに積極的に取り組む。また、東日本大震災の被災地における災害危険区域においては、公道以外も含めた実証実験を行う。

・さらに、完全自動走行に係る国際条約改正の議論に取り組むとともに、道路交通法等を含め、事故時の責任関係のほか、運転者の義務等の在り方についても、公道実証実験により得られたデータも踏まえつつ、我が国として引き続き十分な検討を進め、完全自動走行の早期の実現を目指す。

# 「『日本再興戦略』2016」(6月2日 閣議決定)

## 更なる規制改革事項の追加等

### ③小型無人機や完全自動走行に係る『近未来技術実証』の推進

「『日本再興戦略』改訂 2015」に基づき、国家戦略特区においては、小型無人機については、昨年7月の仙北市、本年4月の千葉市など、また、自動走行については、本年2月の神奈川県（藤沢市）、同年3月の仙台市などにおいて実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、国家戦略特区における「近未来技術実証」の推進を図るため、本年7月の仙北市における小型無人機の国際競技会の開催を始め、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。

また、自動走行については、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指すため、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成28年5月20日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、来年を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、車内に運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等や、ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行などが、公道における実証実験として可能となるよう、速やかに所要の措置を講ずる。



# 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(抜粋)

平成 29 年 2 月 21 日  
国家戦略特別区域諮問会議

## 1. 近未来技術の実証など、地方発のイノベーション推進

◇ 国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽引する「近未来技術の実証」を始めとする地方発のイノベーションを加速的に推進するため、地方創生の視点も含めた以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

### (1) 自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する「日本版レギュラトリー・サンドボックス」制度の創設など

- ・ 自動走行や小型無人機等の「近未来技術」の実証をより円滑かつ迅速に行えるよう、諸外国の「規制の砂場(レギュラトリー・サンドボックス)」を参考に、国家戦略特区において引き続き、実証実験を精力的に行うとともに、事後チェックルールの徹底等も含め安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続の抜本的見直しなどにより実証実験を迅速かつ集中的に推進するための具体的方策について、改正法案施行後一年以内を目標として早急に検討を行い、その結果に基づき、特区において必要な措置を講ずる。
- ・ また、当該実証実験を実施しようとする民間事業者に対し、関係法令上の手続に係る各種相談や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行うことを旨とした、関係自治体や関係各府省から構成される「近未来技術実証ワンストップセンター(仮称)」を、区域会議の下に設置する。